

雇用調整助成金等申請費補助金

市では、新型コロナウイルス感染症により、市内の事業主が国の雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金（以下、「雇用調整助成金等」という）の申請を社会保険労務士に依頼して行う際の手数料を補助します。

対象となるかた（次の条件をすべて満たす事業所）

- 市内で事業を営み、常時雇用従業員が20人以下の事業所であること
- 社会保険労務士に依頼して雇用調整助成金等を申請していること
※「新型コロナウイルス感染症緊急対応期間」として指定された期間内に申請する必要あり
- 納付期限の到来した市税を完納していること

補助対象経費及び補助額

■補助対象経費

雇用調整助成金等の支給申請に要する社会保険労務士への費用

■上限額

10万円 ※1事業者1回限り
※千円未満の端数は切り捨て

■補助対象割合

補助対象経費の10/10

■その他

- 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため**申請書類は郵送で提出**してください。
＜郵送先＞ 〒944-8686 妙高市栄町5-1
妙高市役所 観光商工課 商工振興グループ 行
- 申請書類は補助対象経費の支払を終えた日又は当該経費に係る助成金の支給申請を行った日のいずれか遅い日の翌日から起算して、3か月以内に提出してください。
- 申請書の様式は、市のホームページからダウンロード可能です。
URL：<https://www.city.myoko.niigata.jp/home.html>

お問合せ

■申請費補助金に関すること

妙高市役所 観光商工課 商工振興グループ
電話：0255-74-0019 FAX：0255-73-8206
E-mail アドレス：kankoshoko@city.myoko.niigata.jp

■雇用調整助成金等に関すること

ハローワーク上越（上越公共職業安定所）事業所部門
電話：025-523-6121（部門コード31#）